



成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な人について、本人の権利を守る支援者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

▶種類／

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人に代わって、法律行為をしたり、不利益な契約を取り消したりする制度です。家庭裁判所に申立てを行い、判断能力の程度に合わせた支援者(成年後見人・保佐人・補助人)を選任してもらいます。

任意後見制度

今は元気でも、将来、判断能力が不十分になった時に備えて、「誰に」「どのように支援してもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

▶後見人の役割／

財産管理

預貯金や不動産などの財産の管理
年金収入や家賃収入などの収入の管理
施設使用料や保険料などの支出の管理 など

身上監護

医療に関する契約や支払い、介護などに関する契約
住まいに関する契約、施設に関する契約など、財産を把握しながら、本人らしい生活を整えます。

たとえばこんなことはありませんか？

- ・物忘れがひどく、財産管理が不安になった。
- ・お金の管理や大事な書類の管理が自分ひとりできない。
- ・認知症の親を悪徳商法などから守りたい。
- ・親の財産を整理して、施設入所費用にあてたい。
- ・悪質な商法に騙される恐れがある、または過去に騙されたことがある。
- ・今は元気だが、将来認知症になったらと不安がある。

地域包括支援センターでは、成年後見制度や権利擁護に関する相談を行っていますので、気軽にご相談ください。

垂井町一般介護予防事業 シニアはつらつ教室



と き	ところ	
12月8日(金)	①9:30 ～10:30	栗原地区まちづくりセンター
12月22日(金)		表佐地区まちづくりセンター
12月25日(月)	②10:40 ～11:40	府中地区まちづくりセンター
12月28日(木)		東地区まちづくりセンター
12月4日(月)	①13:00 ～14:00	宮代地区まちづくりセンター
12月6日(水)		生きがいセンター(垂井地区)
12月21日(木)	②14:10 ～15:10	岩手地区まちづくりセンター
1月10日(水)		生きがいセンター(垂井地区)

▶対象／町内在住の65歳以上

▶定員／1コマ15人

▶参加費／無料

申・問 NP0法人Let'sたるい(事業委託業者) ☎22-0139

垂井町認知症カフェ メモリーカフェいぶきっさ



物忘れが気になる人や認知症の人、その家族、地域のみなさんと交流しませんか。お茶を飲みながら、楽しい時間を過ごしましょう。

▶と き／12月20日(水)

午前9時30分～正午

▶ところ／いぶき苑別館 花ホール

▶定員／25人(先着順)

▶参加費／100円(運営協力費)

申・問 特別養護老人ホームいぶき苑 ☎22-5211

